

令和元年12月19日
中部地方整備局

契約違反に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 鉄建建設株式会社
業者の住所 : 東京都千代田区神田三崎町2-5-3
2. 指名停止措置期間 :
令和元年12月19日から令和2年1月1日まで(2週間)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要
当該業者は、中部地方整備局が発注した「平成29年度 設楽ダム瀬戸設楽線5号橋右岸下部工事」において、令和元年10月23日、工事現場で施工管理者が転倒する工事関係者事故が発生した際、土木工事共通仕様書にて定められた監督職員への連絡に不備があった。
5. 指名停止措置理由
工事施工中の事故について、当該業者による監督職員への連絡に不備があったことは、契約関係図書に違反するものであり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第4号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138